

工事及び業務に係る監督、検査、打合せ等における新型コロナウイルス感染症の  
感染拡大防止の取り組みの徹底について（お知らせ）

令和4年1月13日  
技術企画課長

本県においては、新型コロナウイルス感染症の急拡大防止のため、令和4年1月7日から1月31日までを対策期間として、「まん延防止等重点措置」が適用されたところです。

工事及び業務の監督業務等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事の監督業務等（遠隔臨場）について（令和3年9月22日お知らせ）」（別紙1）により対応しているところですが、引き続き遠隔臨場の実施を積極的に検討し、受発注者で調整のうえ、実施に努めることとしました。

また、検査、打合せ等についても、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務に係る検査、打合せ等について（令和2年12月18日お知らせ）」（別紙2）のとおり、感染拡大防止の取り組みを再度徹底することとしました。

つきましては、これらの取り組みについて、受注者からも発注者に対し提案を行うなど積極的な活用をお願いします。

令和 3 年 9 月 22 日

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事の監督業務等（遠隔臨場）について（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

工事の監督業務等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事の監督業務等について（令和 2 年 4 月 24 日お知らせ）」により対応しているところですが、昨今の感染状況等を踏まえ、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を制定し、感染拡大防止や受発注者の業務効率化を図ることとしましたので、次のとおりご協力をお願いします。

### 1 段階確認、立会等について

段階確認及び立会等の監督業務等については、確認すべき内容を踏まえ、感染拡大防止対策のため、遠隔臨場又は資料（机上）による確認を検討してください。

遠隔臨場については、受発注者双方の業務の負担軽減等に資することから、積極的に活用を検討してください。

#### (1) 遠隔臨場による確認

「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」により実施してください。

#### (2) 資料（机上）による確認

施工管理記録、写真等の資料を工事中情報共有システム等を活用し、段階確認を受けてください。

監督職員等が立会することが定められているものについても、対応可能なものについては、工事中情報共有システム等を活用し、立会に代えることとします。

#### (3) 上記(1)及び(2)によることができない場合

遠隔臨場及び資料（机上）による確認ができない等、やむを得ない場合は、現場の 3 密の回避等を行い、監督職員又は調査職員の臨場により確認を受けてください。

### 2 試行要領の掲載先

「広島県の調達情報」に掲載します。

トップページ > 技術管理基準等

(広島県\_掲載先 URL)

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/standard/index.html>

### 3 その他

「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和 2 年 4 月 22 日建設産業課お知らせ）」や、「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」を参考にし、受発注者双方において、感染拡大防止に努めてください。

- ・建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例

(国土交通省\_掲載先 URL)

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

令和 2 年 12 月 18 日

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務に係る検査、打合せ等について（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

本県における新型コロナ感染者数の増加傾向を踏まえ、感染拡大を防ぐため工事及び業務に係る打合せ及び検査については、次のとおりの取り組むこととしますのでご協力をお願いします。

### 1 工事検査及び業務検査に当たっての考え方

#### (1) 工事検査・業務検査共通

原則、対面による検査を行わないこととする。検査に必要な資料は事前に準備し、ウェブ会議システムや電話（以下「ウェブ会議システム等」という。）を活用し検査を行う。

#### (2) 工事検査

ア 出来形・品質評価は、「監督段階におけるチェックシート」や「段階確認書」の書類等によって評価出来ることとする。

イ 出来ばえの評価は、検査職員及び監督職員で実施し、現地を確認する。

ウ 検査完了日は、出来ばえ確認日とする。

#### (3) 業務検査

プロセス評価は、「調査段階におけるチェックシート」によって評価出来ることとする。

### 2 ウェブ会議システム等による検査方法

#### (1) 工事検査

ア 受注者は、工事中情報共有システムに登録する工事関係書類以外に、必要な工事写真や検査書類を準備し、整った段階で監督職員に事前に提出する。ただし、ウェブ会議システムの画面共有を活用して確認することが可能な書類は提出不要とする。

イ 監督職員は、提出された書類を検査職員と共有する。

ウ 検査職員は、共有された書類を確認し、検査を実施する。

エ 内容の質疑については、ウェブ会議システム等を活用する。ウェブ会議システム等への参加者は、検査職員、立会人（主任（総括）監督員及び監督員）、主任技術者（監理技術者）及び現場代理人とする。その他、受注者から希望があれば参加させることも出来る。

オ 書類確認及び質疑を行った後、立会人が同行し、検査職員が現地で検査を行う。

#### (2) 業務検査

ア 受注者は、工事中情報共有システムに登録する成果物以外に、必要な検査書類を準備し、整った段階で調査職員に事前に提出する。ただし、ウェブ会議システムの画面共有を活用して確認することが可能な書類は提出不要とする。

イ 調査職員は、提出された書類を検査職員と共有する。

ウ 検査職員は、共有された書類を確認し、検査を実施する。

エ 内容の質疑については、ウェブ会議システム等を活用する。ウェブ会議システム等への参加者は、検査職員、立会人（調査職員のうち 1 名）及び管理技術者とする。その他、受注者から希望があれば参加させることも出来る。

### 3 やむを得ず、対面検査とする場合

受発注者間で協議の結果、検査の円滑かつ適切な実施が困難な場合、又はウェブ会議システム等を活用した検査の実施により受発注者双方の業務執行に支障を及ぼすほどの日数を要する場合

は、やむを得ず対面による検査を実施し次のとおり対策を講じることとする。

- (1) あらかじめ受注者に対し、最小限の人数で検査を実施するよう働きかける。原則、現場代理人及び主任技術者（監理技術者・監理技術者補佐）のみ。
- (2) 広い部屋での実施（許容人数の半分以下）、マスク着用や間仕切りの設置を行う等、感染予防を徹底する。検査は、なるべく各所属の会議室等を利用し、人と人との距離が近くなるよう注意し、真正面の席は避け、席の間隔を1 m以上空ける等の工夫をする。
- (3) 検査職員は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を記録に残すこととする。
- (4) その他、対面を極力避ける様々な取組を積極的に行うこととする。

#### 4 工事及び業務の打合せ等について

- (1) 打合せ等についても検査と同様の対応とし、工事中情報共有システム、ウェブ会議システム等及び電子メール等を活用し、対面を避けること。
- (2) 立会・段階確認・施工状況把握・地元対応・関係機関との協議等で対面する場合は、「3 やむを得ず、対面検査とする場合」によること。